

江戸川区

中小企業事業資金融資

利子補給、保証料補助制度の概要

(区制度・都制度)

令和4年4月版

◎江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）への補助制度

≪保証料補助制度≫

- 対象融資** 江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）のうち信用保証協会の保証を利用したすべての融資
- 補助内容** 当該融資について負担した信用保証料の全額
- 令和2年度あっせん分より補助額算定方法を見直し、保証額1000万円以下の案件に発生する保証残高による料率加算も補助対象に含めることで、当該融資について負担した信用保証料の全額を補助しています。
- 補助額の返還** 繰上償還により信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、返戻分を区へ返還していただきます。
- 申請手続** (次頁図参照)
- ① 融資申込時点で申請書を提出
 - ② 融資実行後、金融機関の融資結果報告（翌月10日までに報告）を受け、補助決定
 - ③ 融資実行の翌々月支給

≪利子補給制度≫

- 対象融資** 江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）のすべて
- 補給内容** 対象融資について支払われた利子（返済延滞分は対象外）のうち、下表の本人負担分を超える分の利子を返済完了まで補給します。

融資種別 () 受付終了制度	本人負担分	利子補給 (R3)
一般融資 マル区・区小口	1.5%	0.5%
借換融資 区改善・(区借換)	1.5%	0.5% (8年超 0.8%)
パワーアップ融資 SDGs・区向上・区店舗・区創業・区団体	0.5%	1.5%

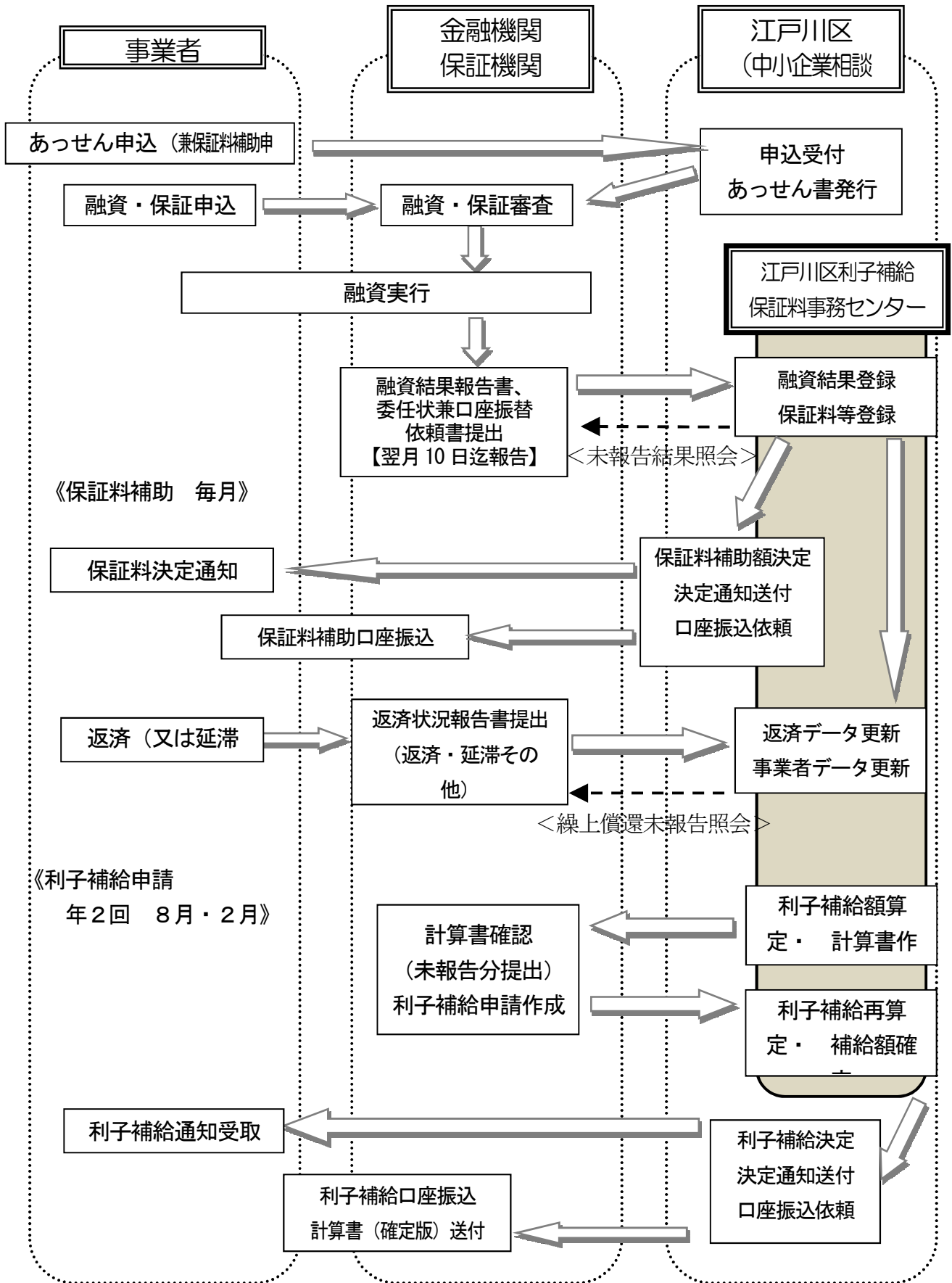
- 補給の停止等** 区内事業者としての要件を欠いた場合、利子補給の対象外となります。
- 区外転出、廃業、破産など・・・以降申請分について利子補給停止返済条件を変更した場合は、利子補給は次のとおり扱います。
- (返済条件は保証料補助申請時の返済予定を基準とします。)
- 各月返済額の削減、返済期間の延長・・・従前の条件で補給額算定
 - 各月返済額の増額、一部繰入・・・新たな条件で補給額算定
- 申請手続** (次頁図参照)
- ① 申請者は融資報告時に取扱金融機関（支店長）へ請求手続きを委任
 - ② 金融機関（支店長）は、取扱融資全件分の利子補給を一括して申請
※申請時期は年2回（1～6月分＝8月、7～12月分＝2月）
 - ③ 区は金融機関の返済状況報告（翌月10日までに報告）に基づき、利子補給額を算定し、補助を決定

コロナ回復リスケジュール支援制度（令和3年4月～令和5年3月受付）の補助内容

- 条件変更に伴い負担した信用保証料の全額を補助します。
- 利子補給は条件変更後の新たな条件で補助額を算定します。

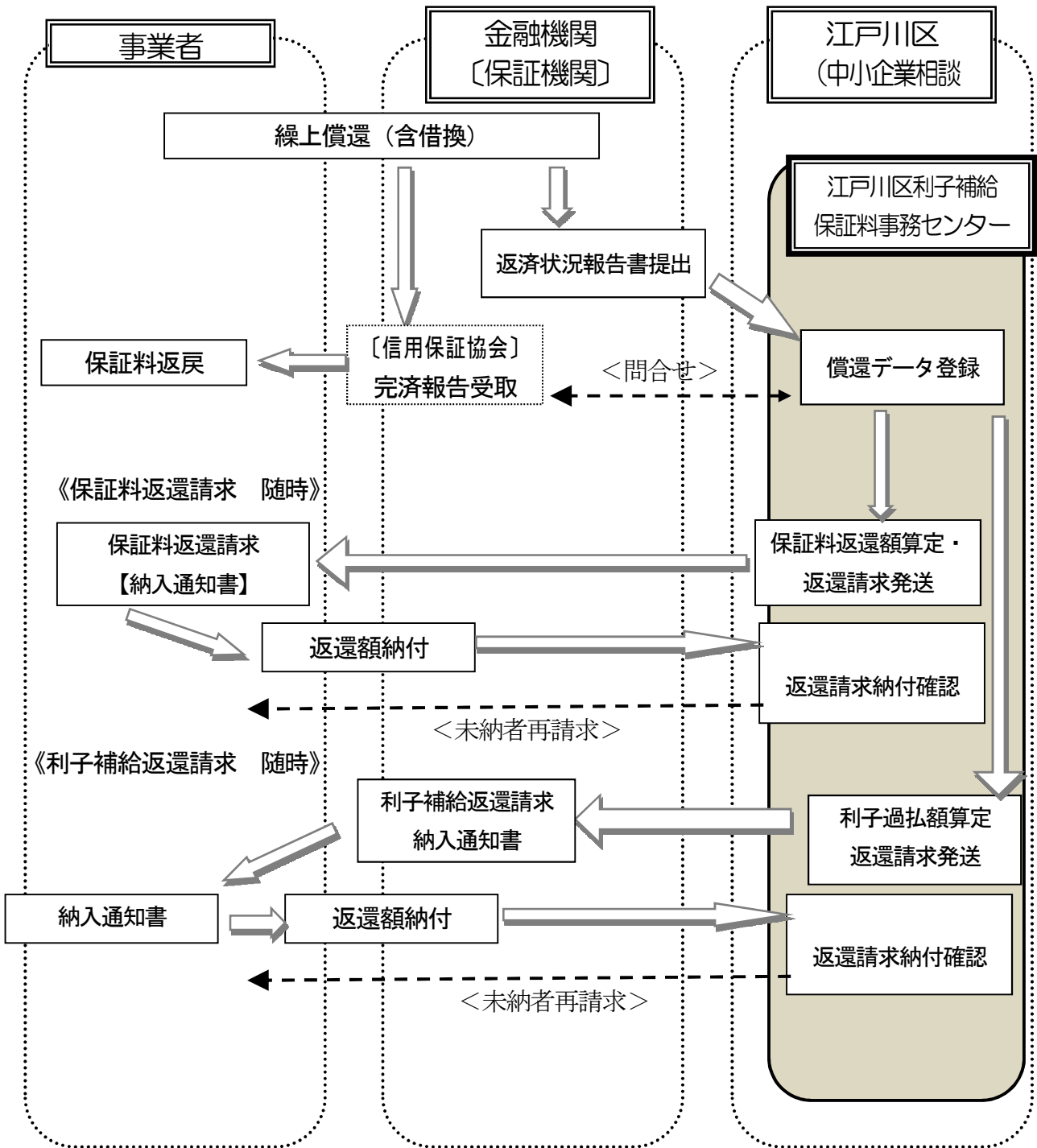
江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）

申込みから利子補給までの流れ



江戸川区中小企業振興事業資金融資（区あっせん融資）

繰上償還から保証料等の返還請求までの流れ



◎都融資〔経営セーフ・災害緊急等〕への補助制度

《 利子補給制度 》

対象融資 令和2年3月31日以前に認定を受けた『5号認定』による経営セーフ
 ※令和2年4月1日以降に5号認定を受けた東京都の経営支援融資（経営セーフ）に対する利子補給は行っていません。

対象事業者 江戸川区内に住所※を有し、対象融資を利用した中小企業者
 ※法人＝本店登記、個人＝住民登録を江戸川区内に有し、区内
 で認定対象事業を営む者を原則とする。

補給内容 対象融資について支払われた（返済延滞分は対象外）利子のうち、
 下表の利子分を返済完了まで補給します。

融資・認定種別 対象期間	経営セーフ 1号認定（倒産関 連）	経営セーフ・経営緊急・ 円高セーフ 5号認定（不況業種）	災害緊急 震災認定・り災証 明
融資後1年間	利子の全額 （年利上限7%）	利子の全額 （年利上限7% 限度額8000万円/件）	（受付終了）
融資1年経過以降	年利1.5%を超える分の利子 （年利上限7% 限度額8000万円/件）		

※東日本大震災から10年が経過したため、災害緊急1年目利子補給の新規申請は終了しま
 す。

補給の停止等 区内事業者としての要件を欠いた場合、利子補給の対象外となります。
 ▶ 区外転出、廃業、破産など・・・以降申請分について利子補給停止
 返済条件を変更した場合は、利子補給は次のとおり扱います。
 （返済条件は1年経過後の利子補給申請時の条件を基準とします。）
 ▶ 各月返済額の削減、返済期間の延長・・・従前の条件で補給額算定
 ▶ 各月返済額の増額、一部繰入・・・新たな条件で補給額算定

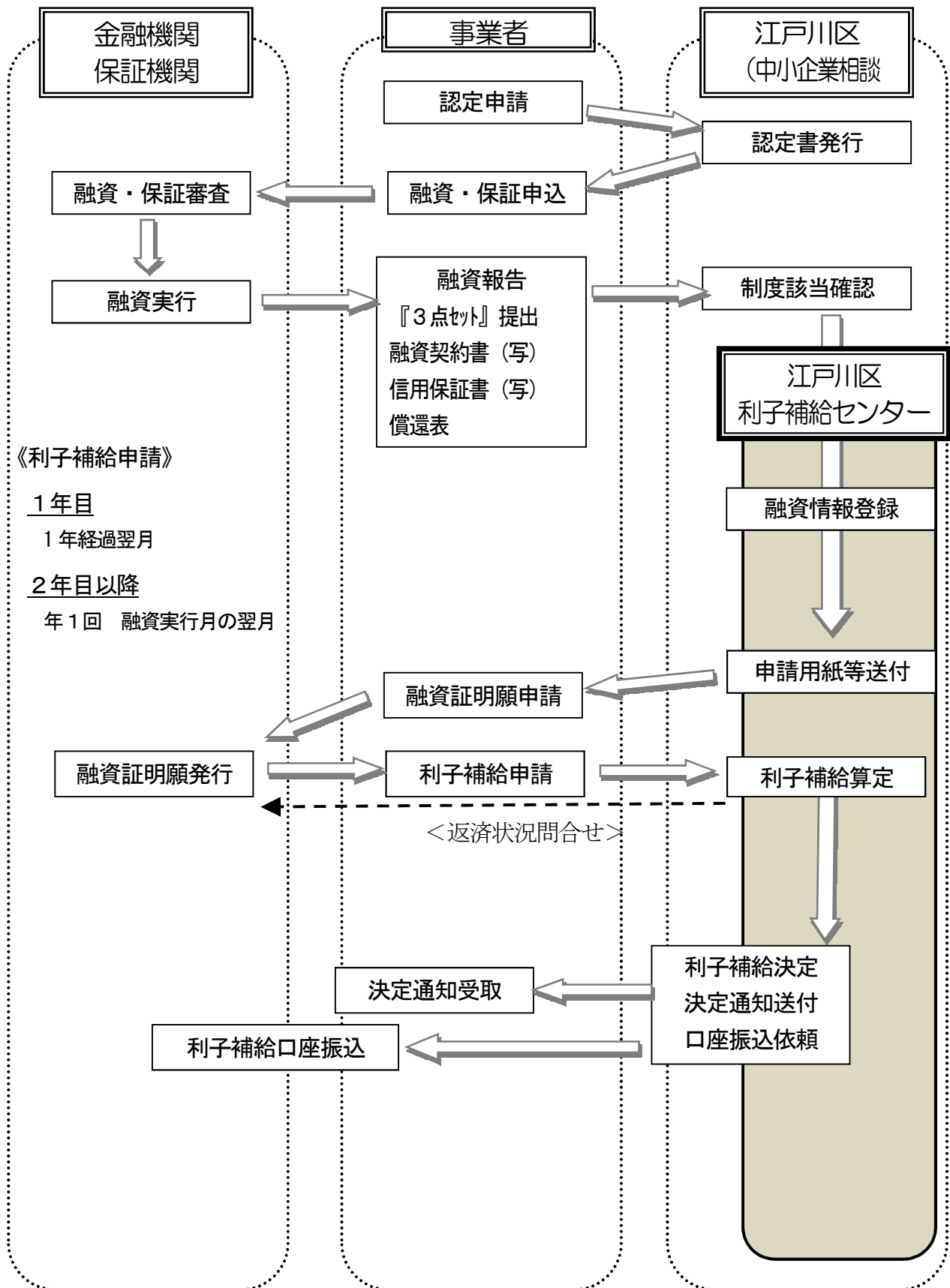
申請手続 ① 融資後、事業者が融資契約書(写)、信用保証書(写)、償還表を区へ提出
 (次頁図参照)
 ② 1年経過後、区は該当する事業者へ申請用書類等を送付(申請の勧奨)
 ③ 事業者は金融機関の融資証明書を取得し、区へ利子補給を申請
 申請時期：融資後1年経過までの利子補給＝1年経過翌月
 融資1年経過以降の利子補給＝年1回融資実行月の翌月

※融資実行月の例

平成30年11月30日融資実行 ⇒ 融資実行月11月
 令和2年3月31日融資実行 ⇒ 融資実行月3月

都融資〔経営セーフ・災害緊急等〕

認定から利子補給までの流れ



江戸川区利子補給保証料事務センターの業務

- 融資結果報告及び返済状況報告に基づく融資データの登録・管理
(申請内容についてセンターから事業者、金融機関へ確認する場合があります)
- 保証料補助・利子補給の補助額算定及び口座振込データの作成
- 決定通知の発送事務

事務処理、情報セキュリティなど区の指導のもと、委託事業者が運営します。

江戸川区利子補給保証料事務センター

委託事業者：パーソルワークスデザイン株式会社

申請書等の送付先：〒171-0014 豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル

電話による問合せ：03-4213-1336 対応時間：午前9時～午後5時

申込書、各種報告書、利子補給申請書など書類の提出先について

各種書類の提出先は以下のとおりです。

※原則として、事務センターから提出を依頼した書類は、事務センターへご返送ください。

	手続きの内容	提出書類等	提出・送付先	備考
区あっせん融資関連	あっせん申込み	融資申込書等一式	中小企業相談室 (江戸川区役所)	
	あっせん結果の報告	融資結果報告書、委任状	中小企業相談室 (江戸川区役所)	実行翌月 10 日まで
	同 (補正後再提出)	同上 (補正後)	中小企業相談室 (江戸川区役所) 事務センター	提出先は、書類の 補正依頼元
	返済状況(期中管理情報)の報告	返済状況報告書	中小企業相談室 (江戸川区役所)	翌月 10 日まで
	利子補給申請	利子補給申請書、請求書等 返済状況報告書(追加報告分)	事務センター	年2回8月・2月 支店ごとの申請
	事業所実態調査 (利子補給決定通知 郵便戻り事業者)	事業所実態調査票及び 回答に対するエビデンス (法人登記簿謄本等)	中小企業相談室 (江戸川区役所)	年2回4月・10月
	その他の照会依頼	返済状況報告書、添付資料等	中小企業相談室 (江戸川区役所) 事務センター	
都融資関連	5号認定等の申請	認定申請書等	中小企業相談室 (江戸川区役所)	
	融資報告	契約書(写)、保証書(写)等	中小企業相談室 (江戸川区役所)	
	利子補給申請	利子補給申請書、同請求書 融資証明願	事務センター	融資1年経過以降 事業者ごとの申請